

# 条例・計画等の策定時における市民参加を推進するためのガイドライン【概要】

## （Ⅰ）ガイドラインの目的・位置づけ

- 総合計画に定めた市民協働の実現に向け、市民参加の取り組み（以下、「市民参加プロセス」という。）を推進するための職員向けガイドラインとして策定（2019年度～）。

### 【酒田市総合計画（2017～）】

めざすまちの姿（基本構想）⇒ 対話を通じた市民の参加があふれるまち  
より具体的なめざすまちの姿 ⇒ 協働の芽吹きとなる市民参加があふれるまち

## （Ⅱ）市民参加プロセスを必要とする条例・計画等

- 原則として、すべての条例・計画等の策定において、市民参加プロセスを組み入れる。（少なくとも検討はする。）

## （Ⅲ）市民参加プロセスの手法選択

- 目的に応じた有効な手法を選択。
- 一つの手法だけでなく、いくつかの手法を組み合わせることにより幅広い市民意見を把握する。

### 【市民参画等参加プロセスの手法】

・委員会・審議会 ・説明会・意見交換会 ・アンケート  
・ワークショップ ・パブリックコメント（庁内含む）

## （Ⅳ）手法別ガイドライン

- 市民参加プロセスの手法別に、「ねらい、特徴、有効な時期、フロー図、留意事項等、チェックリスト」をまとめた。以下、各手法におけるポイントをピックアップ。

### （1）委員会・審議会等

- 原則、公開で実施する。
- 行政・学識経験者以外の委員をできるだけ増やす。 公募委員の設置に努める。
- 委員は、団体等の長に限ることなく、広く構成員のうちから推薦するよう働きかける。
- 委員の男女比（女性参画率35%以上）に配慮する。
- 原則として、委員を3つ以上兼任しないよう配慮する。  
また、同一の委員就任が6年を超えた場合は再任しないよう配慮する。

### （2）説明会・意見交換会

- 原則としてすべての市民を対象とし、開催することについての公表、資料、記録の公表を行う。  
※一部市民向けの説明会についても原則として公表する。

### （3）アンケート

- 調査協力についての広報、調査結果の公表を行う。
- 調査票では性別欄を空白にする。（男・女以外の選択への配慮）
- 全庁的にアンケート調査の予定を調査。同時発出が可能か検討できるようにする。

### （4）ワークショップ

- ワークショップ全体と各回のねらいを明確しておく。  
ファシリテーター（コーディネーター）と主催者が一緒にデザインする。
- ワークショップを企画したことがある経験者や地域共創コーディネーター（東北公益文科大学公開講座受講生）を活用する。

### （5）- 1 パブリックコメント

- 酒田市意見公募手続要綱（H25）に沿って実施する。
- 庁内原案の最終確認段階だけでなく、場合によっては骨子段階で実施する。
- 政策に関連する団体・場所等への能動的な情報提供を必ず実施する。  
（例）酒田市地域公共交通網形成計画 → るんるんバス内、デマンドタクシー内  
酒田市子ども・子育て支援事業計画 → 交流ひろば、支援センター 等

### （5）- 2 【参考】庁内パブリックコメント（試行）

- 条例・計画等を定める事前段階に、全職員（個人）に対し、簡易的な意見照会を実施することで「職員参加」を図り、条例・計画案等の精度をより高めようとするもの。  
※組織としての意見聴取手続きではない。
- 原則として、パブリックコメントを実施する条例・計画等の策定時に、担当部署の判断によって実施。

## （Ⅴ）ガイドラインの運用について

- 2019年4月～運用開始。
- 一定期間経過後、ガイドラインの見直し等について検討していく。